

いじめ防止・教師対応マニュアル

南三陸町立入谷小学校

1 いじめの防止の基本姿勢

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ①いじめは絶対に許さない。 | ②校長が先頭に立っていじめ防止に努める。 |
| ③教職員全員がいじめ対応について認識する。 | ④いじめを見逃さず、いじめに立ち向かう。 |

2 いじめ行為の防止, 早期対応

【いじめ行為 (心身の苦痛を感じる行為)】

①からかい	冷やかす。うわさする。あざ笑う。嫌なあだ名を言う等
②仲間外れ	無視する。返事をしない。一緒に遊ばない。口を聞かない等
③いやがらせ	落書きする。物を隠す。プロレスごっこ。使い走り等
④おどし	お金や物をとる。物を無理に売りつける。無理におごらせる等
⑤暴力	殴る・蹴る。遊びに見せかけて乱暴する等



【対応】・児童が嫌な思いをしたり心身が傷ついたりする言動について、日常的に指導する。

- ・いじめに対して毅然とした態度を示し、いじめられている側を守る指導と、いじている側にその卑劣さを指導する。

3 いじめサインの早期発見, 早期解決

【いじめサイン】

- | |
|----------------------------------|
| ①休み時間や放課後等一人でぼつんとしている。 |
| ②泣いたり沈んだりしている子がいても、周りの子が無視している。 |
| ③登校を渋ったり、特定の教科の授業を休んだりする。 |
| ④保健室に行くことが多い。 |
| ⑤カバンや学用品、靴や傘などが隠されたり傷つけられたりしている。 |
| ⑥教科書やノート、机・黒板・壁などに落書きや傷がある。 |
| ⑦不必要な物を持っていたり、服装が乱れたりしている。 |



【対応】・学級担任として、日常的な観察からいじめのサインを見落とさず、早期発見に努める。

- ・本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、日記等の記述等によるいじめを見つけ出す。
- ・本人や保護者からの訴えに対しては、すでに重大化していることが予想されるので、速やかに対応する。

4 いじめられて訴えられない心理・早期対応

【訴えられない児童の心理】

- | | | | |
|----------------|-------------|-----------|-------------|
| ①仕返しが怖い。 | ②あきらめないでいる。 | ③仲間でありたい。 | ④心配をかけたくない。 |
| ⑤自分のプライドを守りたい。 | | | |

【対応】・いじめを誠実に受け止め、児童が安心して話せる環境を整え、聞き取りをする。

- ・聞き取りをしても、「大丈夫」「特にない」などと言った場合も注意深く見守っていく。
- ・少し期間を空けて、場合によっては、学級担任以外の教職員が聞き取ったりする。

5 いじめているときの心理・早期対応

【いじめている児童の心理】

- ①欲求不満のいらいらを晴らしたい。 ②相手の言動に対して反発・報復したい。
③遊び感覚で愉快的な気持ちになりたい。④強い者に追従して、人数の多い側に入りたい。

【対応】・担任あるいは担任以外の教職員から担当者を指定し、児童の心理を理解しつつ、いじめられている児童の心理について深く考えさせながら、毅然とした態度で聞き取りをする。
・いじめている児童が複数いる場合は、個別・同時期に聞き取りをする。

6 見て見ぬふりをする心理・早期対応

【見て見ぬふりをする児童の心理】

- ①自分がいじめの対象になることを恐れている。 ②かわかりたくない。 ③面白いと思っている。
④いじめられる子に非があるので仕方ない。 ⑤いじめている子と仲良しなので止められない。
⑥いじめかふざげか見分けがつかない。 ⑦無力感にとらわれている。

【対応】・担任あるいは担任以外の教職員から担当者を指定し、児童の心理を理解しつつ、いじめられている児童の心理について深く考えさせながら、毅然とした態度で聞き取りをする。
・見て見ぬふりをする児童が複数いる場合は、個別・同時期に聞き取りをする。

7 いじめ防止・教師の人権感覚の見直し

【教師のいじめ防止・対応に係る留意事項】

- | | | | |
|--------------|-------|-------------|------|
| ①指導という名もとの | 体罰 | ⑥不必要な | 調査内容 |
| ②児童の | 呼び方 | ⑦個人が特定できる | 研究資料 |
| ③児童の心を傷つける | 乱暴な言動 | ⑧心のゆとりがもてない | 生活環境 |
| ④不用意な | 言葉 | ⑨配慮に欠ける | 作品 |
| ⑤プライバシーにかかわる | 掲示物 | | |

【いじめについての認識】—「いじめ」のない親和感のある、人間関係の良好な学級、学校づくりに向けて—

- ①いじめは人権侵害である。 ②いじめは、絶対に許さない。③いじめを鋭く見抜く。
④子供の心理を深く理解する。

【本校のいじめ察知対策】*全職員による全校児童が見せる些細な変化の把握・情報収集が基本!*

- ①生活アンケート ②いじめアンケート ③保護者からの情報
④県S Cとの教育相談 ⑤民生児童委員からの情報 ⑥S S Wとの連携 等

いじめ対応の流れと対応《いじめ対応の手引(県教委 H29. 3)より》

【いじめ対応の流れ】・・・基本的な流れ

- 1 察知 ⇒ 2 発見・発覚 ⇒ 3 聞き取り ⇒ 4 相談・報告
(いじめられた児童)
5 認知 ⇒ 6 対応方針の決定 ⇒ 7 教育委員会への報告 ⇒ 8 保護者への連絡
(いじめられた児童)
9 聞き取り ⇒ 10 安全確保 ⇒ 12 指導 ⇒ 13 双方の保護者へ連絡
(いじめた児童・第三者) (いじめた児童)
14 防止措置の検討 ⇒ 15 経過観察

いじめ対応の手引きを活用し、入谷小全職員でいじめ問題に的確に対応していきましょう！

